

道路通行制限通知

太土第1920344- 79号

令和4年10月17日

関係各位

群馬県太田土木事務所長 小竹 彰



道路法第46条の規定により下記のとおり通行制限します。

路線名	(主)足利伊勢崎線(一)桐生新田木崎線
場所	太田市新田市野井町地内
交通制限の種類	全面通行規制 (桐生新田木崎線) 片側通行規制 (足利伊勢崎線)
理由	単独道路維持修繕事業(舗装(適管債)) 切削オーバーレイ工事
区間及び程度	延長600m (桐生新田木崎線全面通行止め170m)
期間	令和4年10月20日～令和4年10月24日 (うち全面通行規制10/20,10/21)
時間	夜間 (20:00～5:00)
交通に対する措置	工事現場には、交通誘導員を配置し、工事中の標示(路線名、工事名、工事延長、工事期間、施工者氏名等を明示)及び道路標識(注意、徐行、指定方向外通行禁止等)防護施設(バリケード等を設け、夜間は赤色灯をつけ、処置その他道路交通の危険防止のために必要な措置等)を講じて道路交通の安全と円滑を図る。
申請人	太田土木事務所長 小竹 彰 太田土木事務所 工務第二係・木村萌恵美 電話 0276-32-2345
施工・現場責任者	荒木土木株式会社 今井 英樹 電話 0276-57-3109
その他	
公安委員会の回答	

整理番号 79号

位置図



図種	位置図		
区分	実施	図面 番号	
施工年度	令和4年度		
路線名	主要地方道 足利伊勢崎線		
施工箇所	太田市新田市野井町地内		
工事名	単独道路維持修繕事業		
群馬県 太田土木事務所			

